

業 務 委 託 実 施 説 明 書

令和8年度おかやまキーテクノロジー成長促進事業業務の委託に関する参加意思確認及び提案については、関係法令に定めるもののほか、この業務委託実施説明書（以下「説明書」という。）によるものとする。

本業務を受託する者は、県内企業のニーズ・シーズや動向に精通し、産学官の連携等による企業支援に関して豊富な知見を有していることに加え、個社の利益にとらわれず広く県内産業の振興のために活動することが求められることから、公益財団法人岡山県産業振興財団を相手方に随意契約手続を行う予定としているが、他に資格を満たすと認められる者がある場合は、契約の相手方を別途審査により決定するため、本業務の受託を希望する他の者を公募し、提案書等の提出を求めるものである。

公募の結果、下記2の参加資格を満たす者が他にない場合は、公益財団法人岡山県産業振興財団を相手方とした随意契約手続に移行するが、下記2の参加資格を満たす者が他にない場合は、公益財団法人岡山県産業振興財団と当該者が提出する提案書等について審査を行い、契約の相手方を選定する。

1 公募及び提案に付する事項

(1) 業務名

令和8年度おかやまキーテクノロジー成長促進事業業務

(2) 業務内容等

別添「令和8年度おかやまキーテクノロジー成長促進事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

2 公募及び提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

(1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類9その他、小分類4研修業務」であり、格付区分がAであること。

(3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 県内ものづくり企業の現状に精通し、豊富な知見に基づき対象企業に必要なかつ具体的な支援が行えること。
- (10) 産学官の各機関との連携及び調整がスムーズにできる体制を整えていること。
- (11) 過去2年の間に国（他の地方公共団体を含む。）又は県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結して、これらを全て誠実に履行していること。

3 契約条項を示す場所

岡山県産業労働部産業振興課 成長支援班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁8階

TEL：086-226-7379

FAX：086-224-2165

メールアドレス：seicho@pref.okayama.lg.jp

4 参加手続等

本業務の受託を希望する者は、下記（2）の参加資格確認申請書（第1号様式）及び下記5（1）の提出書類を提出しなければならない。

（1）説明書及び仕様書の配布期間等

ア 配布期間 令和8年3月4日（水）から令和8年3月18日（水）の午前9時から午後5時まで。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

イ 配布場所 上記3の場所に同じ

なお、岡山県産業労働部産業振興課ホームページからダウンロードできる。（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/43/>）

（2）参加資格確認申請書（第1号様式）の提出期間等

ア 提出期間 令和8年3月4日（水）から令和8年3月12日（木）まで（休日を除く）の午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）によることとし、受付期間内に必着とすること。

（3）質問の受付

説明書及び仕様書について疑義がある場合は、上記3の担当課へ説明を求めること

ができる。

ア 受付期間 令和8年3月4日(水)から令和8年3月12日(木)まで。ただし、県の休日を除く。

イ 質問方法 仕様書に対する質問・回答書(第2号様式)により、電子メール又はファクシミリで提出するとともに、送付した旨を電話にて連絡し、受け取りの確認を行うこと。

なお、電話や来訪など口頭による質疑は受け付けない。

ウ 回答方法 令和8年3月16日(月)までに個別に回答する。

ただし、本事業に直接関係のないもの、個人情報等の情報セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの、その他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。

エ 留意事項 提案書等の提出後、仕様書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 業務委託参加資格要件の審査及び通知

上記(2)の参加資格確認申請書(第1号様式)を提出した者の参加資格については、岡山県産業労働部内に設置する審査会で審査し、不適合と認められた者にはその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

5 提案書の審査等

(1) 提案書等の提出方法

ア 受付期間 令和8年3月4日(水)から令和8年3月19日(木)まで(休日を除く)

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。)によることとし、受付期間内に必着とすること。

エ 提出書類 ①令和8年度おかやまキーテクノロジー成長促進事業業務に関する提案書(第3号様式)

②事業計画書(第4号様式)

③令和8年度おかやまキーテクノロジー成長促進事業業務に関する見積書(第5号様式)

④岡山県税の滞納がないことを証する書類

⑤その他参考資料(任意様式)

(2) 審査方法

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、提案書等の内容について別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(3) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

6 その他

- (1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (2) 業務委託契約書の作成を要する。
- (3) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなす。
- (4) 業務の詳細は、令和8年度おかやまキーテクノロジー成長促進事業業務委託仕様書による。
- (5) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 本業務は、県の令和8年度当初予算において予算措置された場合のみ実施する停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、本手続きに係る一切について、いかなる効力も発生しない。また、本事業の財源の一部に国庫支出金を充てる予定であるため、令和8年4月1日までに国の予算が成立しない等の場合、契約の内容や契約期間の見直しを求めることがある。